

江北町排水設備指定工事店（継続）申請書類提出の手引き

1. 申請要件

指定工事店として指定を受けようとする者は、次に掲げる要件のすべてに適合している者でなければならない。

- (1) 佐賀県内に営業所を有し、相当の信用がある者
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する許可を受けている者
- (3) 江北町排水設備工事責任技術者を1人以上有する者
- (4) 申請者（法人の場合はその役員）が現に禁錮以上の刑に処せられていない者又は破産の宣告を受けていない者
- (5) 違反等により指定工事店の指定を取り消された場合において、その取り消しの日から1年以上経過している者
- (6) 市町村税等を滞納していない者
- (7) 工事に必要な器具及び機械を有している者
- (8) その他、不正又は不誠実な行為をするおそれがない者

2. 提出先 江北町役場（1階）環境課 下水道係
（〒849-0592 佐賀県杵島郡江北町大字山口1651-1）

3. 提出期限 令和3年2月26日（金）〔期限厳守〕

4. 提出書類

- (1) 江北町下水道排水設備指定工事店継続申請書（様式第5号）
- (2) 添付書類
 - ① 履歴書（法人にあっては、定款の写し及び登記事項証明書）
 - ② 工事経歴書
 - ③ 責任技術者名簿及び責任技術者証の写し
 - ④ 資産調書（財務諸表等）
 - ⑤ 身分証明書及び住民票抄本（法人にあっては、代表者のもの）
 - ⑥ 所有する設備、器具及び機械の調書
 - ⑦ 市町村税の納税証明書（滞納のない証明書）
 - ⑧ 連帯保証人の身分証明書、印鑑証明書及び連帯保証書（様式第2号）
 - ⑨ 建設業法第3条に規定する許可を受けていることを証する書類
 - ⑩ その他町長が必要と認める書類

5. 提出書類についての補足事項

(1) 江北町下水道排水設備指定工事店継続申請書（様式第5号）

- ・表内の『責任技術者名』の欄には、1名の氏名等を記入し、ほかに責任技術者がいる場合は『他○人』と記入してください。
- ・表内の『工事店指定番号』の欄には、既工事店指定番号を記入してください。

(2) 添付書類

① 履歴書

- ・法人である場合は、定款の写し及び登記事項証明書
- ・個人の場合は、履歴書（任意様式）

② 工事経歴書

- ・直近過年度3ヵ年度分における排水設備工事の経歴書（任意様式）

③ 責任技術者名簿及び責任技術者証の写し

- ・責任技術者名簿（任意様式）及び「責任技術者証の写し」

④ 資産調書

- ・資産の保有状況がわかる財務諸表等の書類

⑤ 身分証明書及び住民票抄本

- ・法人である場合は、代表者のもの
- ・個人の場合は、申請者本人のもの

⑥ 所有する設備、器具及び機械の調書

- ・排水設備工事に必要な設備及び器材・機械の一覧（任意様式）

⑦ 市町村税等の納税証明書

- ・市町村税等についての「滞納のない証明書」

⑧ 連帯保証人の身分証明書、印鑑証明書及び連帯保証書（様式第2号）

- ・連帯保証人は、現に営業中の指定工事店（他市町でも可）であり、指定保証工事を遂行でき、かつ申請者と連帯して損害賠償その他の責に任ずるものに限ります。
- ・印鑑証明書については、連帯保証書（様式第2号）に連帯保証人が押印した印鑑の証明書をさします。
- ・連帯保証人が法人である場合は、代表者のもの

⑨ 建設業法第3条に規定する許可を受けていることを証する書類

- ・佐賀県発行の建設業許可通知書の写しを添付してください。

⑩ その他町長が必要と認める書類

- ・今のところありませんが、追加でお願いする場合がございます。

6. その他

- (1) 書類や内容に不備がある場合は受け付けられませんので、ご注意ください。
- (2) 証明書等は、原則として「証明原本」とします。
- (3) 申請様式等については、江北町のホームページにも掲載しています。